

福島オフサイトセンター
(福島県原子力災害対策センター)
運営要領

制 定 平成13年4月25日
最終改訂 平成21年4月28日

福島オフサイトセンター運営要領

平成21年4月28日

原子力安全・保安院福島第一原子力保安検査官事務所
原子力安全・保安院福島第二原子力保安検査官事務所

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により東京電力㈱福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所（以下「原子力事業者」という。）の原子力防災管理者が通報を行うべき事象が発生した場合及び原災法第15条第1項に該当する原子力緊急事態が発生した場合又はそのおそれがある場合における原災法第12条第1項の緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）での国、地方公共団体、原子力事業者等の情報の共有、応急対策の調整等は、原子力災害対策マニュアル（原子力災害危機管理関係省庁会議決定 平成19年2月19日改訂。以下「関係省庁マニュアル」という。）1.(3)2)に掲げる現地事故対策連絡会議、原災法第23条及び関係省庁マニュアル2.(4)に掲げる原子力災害合同対策協議会並びに関係省庁マニュアル3.(2)①に掲げる現地事後対策連絡会議を中心として行う。

また、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震における東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所での教訓を踏まえた体制強化の一環として、経済産業省による大規模自然災害等に際しての現地での原子力防災の初動対応の拠点としてオフサイトセンターを活用する。

さらに、防災基本計画（中央防災会議決定 平成20年2月改訂）第10編原子力災害対策編第1章第2節2に基づき、地域における原子力防災の拠点としてオフサイトセンターを平常時から訓練等にも活用するとともに、応急対策の実施に必要な設備、資機材及び資料等について適切に整備する。

本運営要領は、防災基本計画第10編原子力災害対策編第1章第2節2に基づき定められた「標準的な『緊急事態応急対策拠点施設運営要領』（平成15年5月1日制定、平成20年12月17日改訂）」に基づき、福島オフサイトセンター運営要領を改訂するものである。

本運営要領は、以下の3章から構成される。

第1章 大規模自然災害等発生時の対応

第2章 原災法第10条及び第15条事象等発生時の対応

第3章 平常時の対応

第1章 大規模自然災害等発生時の対応

1. 大規模自然災害等発生時におけるオフサイトセンターの活用

福島県において震度6弱以上の地震が観測された場合、原子力施設の立地する双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町（以下「立地町」という。）において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子力施設の立地町沿岸に対し津波警報（大津波）が発令された場合、その他社会的影響の大きな自然災害が発生した場合又は発生する可能性の高い場合（これらをまとめ、以下「大規模自然災害等」という。）であって、原子力安全・保安院長が原子力安全・保安院災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の設置を判断したときには、原子力保安検査官事務所職員は、原子力事業者からの情報収集、原子力安全保安院本院（以下「本院」という。）への通報、現場確認、地元自治体や地元マスコミ等への情報提供をおこなうこととなるが、その対応の拠点として、原則としてオフサイトセンターを活用する。また、災害対策本部において、原子力安全・保安院現地災害対策本部（以下「現地災害対策本部」という。）の設置が決定された場合においては、その現地本部はオフサイトセンターに置く。原子力保安検査官事務所職員は、対応の拠点をオフサイトセンターに移した際には、立地自治体及び本院に周知する。

2. 初期における設備・機器に準備等

オフサイトセンターに移動した原子力防災専門官は、以下の要領に基づき、原子力防災設備・機器の機能確認等を行うとともに、使用可能な状態とし、災害対策本部等との連携を密接に行う。

① 運営支援事業者又は原子力安全基盤機構への連絡

原子力防災専門官は、原子力安全基盤機構を通じ、又は直接、原子力防災設備の維持業務を請け負っている事業者（以下「運営支援事業者」という。）に対し、速やかに原子力防災設備の異常の有無の点検確認を実施するよう要請する。

② 原子力防災設備・機器の機能確認

原子力防災専門官は、テレビ会議システム、緊急時対策支援システム（ERS S）、主要な電話・FAX機器を優先して、機能の確認を実施し、確認状況をFAX等を利用して、原子力安全・保安院原子力防災課に報告する。また、運営支援事業者が到着次第、上記①の業務の実施及び機能に異常がある場合の復旧を指示する。

ただし、他の情報収集の業務を優先する必要があることから、特段の異常がなければ、当該報告は時間的な余裕ができてから行ってもよいこととする。

3. 情報収集及び関係機関との連絡体制の構築

(1) 原子力施設の情報の収集

原子力保安検査官事務所職員及び現地災害対策本部設置後の現地情報班は、原子力事業者からの通報、原子力保安検査官事務所職員による現地での情報収集、ERS S等機器の活用等により、必要に応じオフサイトセンターに参集する原子力事業者と協力して原子力施設の情報を収集する。

(2) 本院との連絡体制

原子力防災専門官及び現地災害対策本部設置後の現地本部員は、本院とTV会議システム等を活用して情報連絡を行う。

4. 大規模自然災害時における関係機関等への情報提供

(1) 地元自治体等への情報提供

原子力防災専門官は、原子力保安検査官事務所が福島県及び立地町の間で調整した手続きに従い、原子力施設の状況について立地自治体へ連絡し、情報を共有する。現地災害対策本部が設置された後は、現地広報官が情報提供を実施する。

(2) プレス発表等

原子力防災専門官は、原子力保安検査官事務所が地元プレスとの間で調整した手続きに従い、プレス発表資料をはじめとする公表資料を提供する。現地災害対策本部が設置された後は、現地広報官が情報提供を実施する。

第2章 原災法第10条及び第15条事象等発生時の対応

○. オフサイトセンターへの参集、設備・機器の立ち上げ及びセキュリティ対策

1. 参集及び設備・機器の立ち上げ

(1) 設備・機器の立ち上げの判断及び要員の参集 (関係省庁マニュアル1.(5))

原子力安全・保安院原子力防災課長が原災法第10条に基づく通報事象、同法第15条に該当する事象、又はこれらに至る可能性がある事象あるいはその他の社会的な影響が大きいと考えられる事象が発生したと判断した場合、原子力事業者から原災法第10条1項前段の通報があった場合又は原子力保安検査官事務所統括原子力保安検査官(以下「事務所長」という。)が必要であると認めた場合、オフサイトセンターの設備・機器の立ち上げ及び参集を開始する。原子力防災専門官は、その旨を一斉招集連絡システム等を用いて(別添)「オフサイトセンター設備・機器立ち上げ要員名簿」及び「オフサイトセンター参集要員名簿」に定めた要員に連絡する。

連絡を受けた設備・機器の立ち上げ要員及び参集要員は速やかにオフサイトセンターに参集する。

福島県及び浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町(以下「関係町」という。)は、原子力事業者から原災法第10条第1項の通報があった場合、各自治体に災害対策本部を設置し、職員をオフサイトセンターに派遣する。

(2) 設備・機器等の立ち上げ・準備等

オフサイトセンターに参集した設備・機器立ち上げ要員は、原子力防災専門官の指示のもと、以下の要領に基づき、オフサイトセンター内の設備・機器を使用可能な状態にし、所定の場所に準備する。

①設備・機器の立ち上げ

合同対策協議会エリア及び機能班ブースの設備・機器の立ち上げは、原子力保安検査官事務所職員が中心となり福島県、関係町、原子力事業者、運営支援事業者等の協力のもと優先的に行う。その他のブースの立ち上げは、それぞれの機関が責任をもって行う。それぞれの機関は、設備・機器の立ち上げに相互に協力する。

②設備・機器の準備

オフサイトセンターの設備・機器は、事前に作成したチェックリストに基づき、電源投入を行う。その際、オフサイトセンター外の関係機関との通信に不可欠な電話・FAXについて、優先的に電源投入(使用可能な状態であるか)を確認する。その後、電源投入後使用可能な状態となるまでに時間を要する映像システムやテレビ会議システム、パソコン類の電源投入を行う。

③防災資機材の準備

防災資機材は、容易に持ち出すことができるように、チェックリストに基づき、数量点検等を行い、防災資機材チェックリストに記載した所定の場所に準備する。

④資料・備品等の準備

資料・備品等は、容易に使用することができるように、チェックリストに基づき、数量点検等を行い、資料・備品等チェックリストに記載した所定の場所に準備する。

2. セキュリティ対策（入館管理）

オフサイトセンターに参集する要員（設備・機器立上げ要員含む。）の入館管理は、必要に応じ以下の手順により実施する。

- ①事務所長は、派遣された東北経済産業局（到着前は、原子力保安検査官事務所）、福島県、関係町、原子力事業者参集者から受付担当者を指名する。
- ②受付担当者は、入館管理を行う場所において、身元を確認できるもの及び受入簿により、参集者の出入りをチェックする。機能班が編制された場合は、運営支援班が業務を引き継ぐ。
- ③参集者は入館時に受入簿に氏名を記入するとともに、機能班名、所属名及び氏名が記載された名札を受け取る。オフサイトセンター内での作業中は身につけておく。
オフサイトセンターに参集する者の内、機能班に所属する者は班毎に色分けされたベストを着用する。

機能班名	ベストの色
総括班	黄色
広報班	青色
プラント班	橙色
放射線班	赤色
医療班	白色
住民安全班	緑色
運営支援班	水色

- ④オフサイトセンターの運営と関係のない者の入館は、オフサイトセンター内に設けられているプレスルーム以外は、原則、禁止する。事前に登録された者以外のセンターへの入館許可の判断は、原子力安全・保安院審議官（原子力安全・保安院審議官到着前は事務所長。）が行う。
- ⑤原子力防災専門官は、入館管理を行う以外の出入口について施錠し、立入禁止、開閉禁止を明示する。

1. 現地事故対策連絡会議（関係省庁マニュアル1. (3) 2) ①～⑤）

1. 会議の目的

現地事故対策連絡会議は、原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当しない場合において、オフサイトセンターに参集した経済産業省、原子力災害危機管理関係省庁会議構成員である指定行政機関（経済産業省を除く。）及び指定地方行政機関、福島県、関係町、原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員（原子力安全委員会委員及び緊急事態応急対策調査委員）、原子力事業者、専門家（関係省庁マニユ

アル 参考－２）等（以下これらを総称して「関係機関」という。）において、以下に掲げる情報の共有を図ることを目的とする。

- ①原子力発電所関連情報（事故の状況、事故対応体制等）
- ②モニタリング関連情報（事故対応体制、モニタリング情報等）
- ③福島県関連情報（事故対応体制、専門家の派遣要請、広報等）
- ④関係町関連情報（事故対応体制、専門家の派遣要請、広報、住民状況等）
- ⑤その他の関係機関関連情報（事故対応体制等）
- ⑥国関連情報（事故の見通し、事故対応体制等）

なお、何らかの応急対策が必要な場合には、実施に係る調整も行う。

2. 開催の時期

事務所長（事務所長到着前は、事務所長以外の原子力防災専門官。以下同じ。）は、原子力防災専門官、福島県、関係町、原子力事業者からの派遣者がオフサイトセンターに参集した時点で、第1回の現地事故対策連絡会議を開催する。

その後は、新たな情報（例えば、プラント情報、モニタリング情報、国・福島県・関係町の情報、専門家の到着予定時間等）が入った時点で、事務所長（原子力安全・保安院審議官到着後は、原子力安全・保安院審議官。以下本章において同じ。）が必要と認めた場合に開催する。

3. 開催の場所

オフサイトセンター2階合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

4. 構成員

（初動における構成員）

議長 事務所長（事務所長が不在の場合は、原子力防災専門官。以下同じ。）

構成員 原子力防災専門官
福島海上保安部職員
福島県職員
関係町職員
福島県警察職員
双葉地方広域市町村圏組合消防本部職員
原子力事業者（東京電力㈱社員）
その他議長が必要と認めた者

※他の構成員についても到着次第会議に参加するものとする。

（本庁職員等参集後の構成員）

議長 原子力安全・保安院審議官
構成員 経済産業副大臣（経済産業省原子力災害現地警戒本部長）
経済産業省職員（事務所長、原子力防災専門官を含む。）
その他の関係省庁職員
福島県職員

関係町職員
福島県警察職員
双葉地方広域市町村圏組合消防本部職員
原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員等の専門家
原子力事業者（東京電力㈱社員）
その他、議長が必要と認めた者

5. 会議の進行及び議事概要の送付

- (1) 議長は、会議の招集及び進行を行う。
- (2) 議事は、「1. 会議の目的」に掲げる事項について行う。
- (3) 議長は、事前に議事概要の作成者を決めておく。作成者は議長に作成した議事概要の内容確認を受ける。
- (4) 議長は、議事概要をオフサイトセンター内の関係機関（プレスを除く。以下同じ。）に配布するとともに、FAX等により経済産業省緊急時対応センター、福島県、関係町等へ送付する。

6. 関係機関との連絡調整

- (1) 事務所長は、オフサイトセンター内での関係機関相互の連絡調整を円滑に行うため及び原子力緊急事態後の体制に移行しやすいようにするため、福島県、関係町等の支援のもと経済産業省原子力災害現地警戒本部が中心となるⅡ-3に掲げる機能班に準じた体制を組織する。
- (2) 関係機関は、連絡調整のため、要員をオフサイトセンターに派遣する。
- (3) 派遣された要員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。
- (4) 伝達・共有方法は、「Ⅳ. 5. 情報の連絡・共有方法」による。

7. 会議の廃止（関係省庁マニュアル1. (3) 2) ⑥）

- (1) 原子力緊急事態宣言の発出による場合
事務所長は、原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言が発出され、政府原子力災害対策本部が設置された時は、現地事故対策連絡会議を廃止する。
- (2) 原子力緊急事態宣言の発出によらない場合
 - ①事務所長は、事故の概要・進展予測、今後の見通し等について、関係省庁、福島県、関係町、原子力安全委員会委員、原子力事業者及び専門家の意見を踏まえ、原災法第15条第1項の原子力緊急事態に至る可能性がなく、これ以上現地体制を維持する必要がないと認めた場合には、経済産業省原子力災害現地警戒本部長（経済産業副大臣）の了解を得て、現地事故対策連絡会議を廃止する。
 - ②事務所長は、廃止に当たって、現地事故対策連絡会議を開催し、現地における事後処理体制及び継続して必要な事後対策について、関係省庁、福島県、関係町、原子力安全委員会委員、原子力事業者及び専門家と確認を行う。

II. 原子力災害合同対策協議会 (関係省庁マニュアル2. (4) ①)

内閣総理大臣は、原災法第10条第1項前段の通報があり、これが原災法第15条第1項の原子力緊急事態に該当する場合には、原災法第15条第2項の原子力緊急事態宣言を発出し、原災法第16条に基づき内閣府に政府原子力災害対策本部を、原災法第17条第8項に基づきオフサイトセンターに政府原子力災害対策本部の事務の一部を行う政府原子力災害現地対策本部を設置する。

オフサイトセンターにおいて、政府原子力災害現地対策本部員は、福島県原子力現地災害対策本部員、関係町災害対策本部員とともに、原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するために、原災法第23条に基づき原子力災害合同対策協議会を組織する。原子力災害合同対策協議会は、政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)、福島県原子力現地災害対策本部長及び関係町災害対策本部副本部長、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成され、主導的な運営は政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)が行う。

原子力災害合同対策協議会は、①最重要事項の調整を行う緊急事態対応方針決定会議(II-1)、②関係者の情報共有を目的とする全体会議(II-2)からなる。また、③原子力災害合同対策協議会を運営する事務局として機能別のグループ(機能班(II-3-1))を置く。

II-1. 緊急事態対応方針決定会議 (関係省庁マニュアル2. (4) ②)

1. 会議の目的

緊急事態対応方針決定会議は、以下に掲げる最重要事項の調整を行うことを目的とする。

- ①屋内退避、避難(範囲)等の対策に関する事項
- ②安定ヨウ素剤の服用に関する事項
- ③飲食物の摂取制限に関する事項
- ④事態収束のために取るべき対策に関する事項
- ⑤原子力緊急事態解除宣言の発出に関する事項
- ⑥その他政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)が必要と認めた事項

2. 開催の時期

政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)は、原子力緊急事態宣言発出後、直ちに第1回の緊急事態対応方針決定会議を開催する。但し、政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)が緊急事態対応方針決定会議を開催する必要がないと認める場合は、緊急事態対応方針決定会議を開催せず、直ちに全体会議を開催する。(II-2参照。)

その後は、政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)が必要と認めた場合に緊急事態対応方針決定会議を開催する。政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)以外の緊急事態対応方針決定会議の構成員が緊急事態対応方針決定会議の開催が必要と考えた場合は、政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)に上申する。

3. 開催の場所

オフサイトセンター2階緊急事態対応方針決定会議室において、開催する。

4. 構成員

- ①政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
- ②福島県原子力現地災害対策本部長（福島県副知事）及び関係町災害対策本部副本部長（関係町副町長）
- ③原子力安全委員会委員
- ④原子力安全・保安院審議官
- ⑤内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当）
- ⑥内閣府政策統括官付企画官
- ⑦消防庁広域応援対策官
- ⑧原子力事業者（東京電力㈱原子力・立地本部長）
- ⑨その他政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）が必要と認めた者
例）安定ヨウ素剤服用指示の決定の場合：独立行政法人放射線医学総合研究所
飲食物摂取制限の決定又は解除の場合：厚生労働省、農林水産省
- ⑩これらの他、政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）が必要と認める場合、テレビ会議等により、政府原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）、政府原子力災害対策副本部長（経済産業大臣）、原子力安全委員会、福島県原子力災害対策本部長（福島県知事）、関係町災害対策本部長（関係町長）

また、原子力安全・保安院審議官（原子力安全・保安院審議官到着前は、総括班責任者。以下本章において同じ。）は、補助的要員として、必要と認めた機能班責任者及び議事概要作成、機器操作のための要員を入室させることができる。

5. 会議の進行及び方針の周知

- (1) 政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）は、会議の招集を行う。
- (2) 原子力安全・保安院審議官は、会議の進行を行う。
- (3) 議事は、「1. 会議の目的」に掲げる最重要事項について行う。
- (4) 政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）がテレビ会議を行う必要があると認める場合、原子力安全・保安院審議官は、必要な準備、調整（参加者への連絡やシステムの使用等）を行う。
- (5) 政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）は、緊急事態対応方針決定会議において方針が決定された後、全体会議（Ⅱ－2）を開催し、決定事項の共有を図る。（全体会議を開催する時間的余裕がない場合、原子力安全・保安院審議官は、総括班の支援によりオフサイトセンター内の関係機関に決定事項を周知する。）

Ⅱ－2. 全体会議（関係省庁マニュアル2.（4）②）

1. 会議の目的

全体会議は、関係者の情報共有及び相互協力のための調整を行うため、以下に掲げる事項を行うことを目的とする。

- ①オフサイトセンター内の情報共有

- ②関係機関が実施する緊急事態応急対策の確認及び実施状況の報告
- ③緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- ④緊急事態対応方針の決定事項の関係機関への連絡
- ⑤各機能班の緊急事態対応方針の確認及び実施状況報告
- ⑥住民広報、プレス発表及び報道要請内容の確認及び実施状況報告
- ⑦関係機関からの要望内容の報告、確認
- ⑧その他政府原子力災害対策現地本部長（経済産業副大臣）が必要と認めた事項の協議、報告

2. 開催の時期

政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）は、原子力緊急事態宣言発出後に開催される緊急事態対応方針決定会議後、直ちに第1回の全体会議を開催する。また、緊急事態対応方針決定会議を開催しない場合は、直ちに第1回の全体会議を開催する。政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣。到着前は、原子力安全・保安院審議官。以下、本章において同じ。）が必要と認めた場合に開催する。

その後は、新たな情報（例えば、緊急事態対応方針決定会議の終了後や機能班責任者等からの要望等）が入った時点で、政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）が必要と認めた場合に開催する。

3. 開催の場所

オフサイトセンター2階合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

4. 構成員及び座席等

(i) 構成員

関係機関	主な構成員
1) 政府関係者	
① 経済産業省	経済産業副大臣（政府原子力災害現地対策本部長） 原子力安全・保安院審議官 " 原子力発電検査課長（総括班責任者） " 原子力安全広報課企画班長（広報班責任者） " 原子力防災調整官（総括班副責任者） " 総括電気工作物検査官又は上席安全審査官等 （プラント班責任者） 東北経済産業局資源エネルギー環境部長（運営支援班責任者） 関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課長（住民安全班副責任者） 事務所長（広報班副責任者） 原子力防災専門官（総括班副責任者）
② 文部科学省	防災環境対策室長（放射線班責任者）

③指定行政機関 消防庁、防衛省（自衛隊） 警察庁、海上保安庁、農 林水産省、厚生労働省等	内閣府政策統括官付企画官 内閣官房内閣参事官（安全保障・危機管理担当） 消防庁広域応援対策官 他各省庁 1 名
2) 福島県関係者	副知事（福島県原子力現地災害対策本部長） 相双地方振興局長（住民安全班責任者） 生活環境部次長（県民安全担当）（広報班副責任者） 生活環境部原子力安全対策課長（総括班副責任者） 原子力センター所長（放射線班副責任者） 保健福祉部次長（健康衛生担当）又は医療看護課長（医療班責任者） 福島県警察本部警備部長（住民安全班副責任者）
3) 町関係者	浪江町副町長（浪江町災害対策本部副本部長） 双葉町副町長（双葉町災害対策本部副本部長） 大熊町副町長（大熊町災害対策本部副本部長） 富岡町副町長（富岡町災害対策本部副本部長） 楢葉町副町長（楢葉町災害対策本部副本部長） 広野町副町長（広野町災害対策本部副本部長）
4) 原子力事業者	東京電力(株)原子力・立地本部長 発電所副所長（プラント班副責任者）
5) 専門家	原子力安全委員会委員 緊急事態応急対策調査委員 放射線医学総合研究所 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター
6) 各機能班	各機能班責任者（不可能な場合：副責任者）

(2) 座席等

座席は、別に定める。ただし、事案により、原子力安全・保安院審議官は適宜配席の変更を指示する。

なお、全体会議は、情報の共有が目的であるため、（スペースに余裕があり、かつ、機能班活動が停滞しない範囲内において）オフサイトセンター内の関係機関の参加を認める。

5. 全体会議における役割及び担当者

全体会議における役割及び担当者は、以下のとおりとする。

[役割]	[担当者]
①議長	原子力安全・保安院審議官
②調整事項等の伝達	
イ. 緊急事態対応方針決定会議の調整事項等の伝達	政府原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
ロ. 調整事項・とりまとめ事項（骨子）	総括班責任者（原子力安全・保安院原子力発電検査課長）

の伝達（イ以外の事項）	
③緊急事態対応方針決定会議の対策の実施状況の報告	
イ. 屋内退避、避難の実施状況	主担当 住民安全班責任者(福島県相双地方振興局長) 副担当 関係町災害対策本部副本部長
ロ. 安定ヨウ素剤服用の実施状況	主担当 医療班責任者(福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)又は医療看護課長) 副担当 関係町災害対策本部副本部長
ハ. 飲食物摂取制限の実施状況	主担当 住民安全班責任者(福島県相双地方振興局長) 副担当 関係町災害対策本部副本部長
ニ. その他	その他の関係者
④放射線モニタリング関連の説明	
イ. 緊急時モニタリング状況	放射線班副責任者(福島県原子力センター所長)
ロ. SPEEDIによる予測	放射線班責任者(文部科学省防災環境対策室長)
⑤プラント関連の説明	
イ. プラントの状況及び進展予測	原子力事業者(東京電力(株)原子力・立地本部長)
ロ. ERSSによる予測	プラント班責任者(原子力安全・保安院総括電気工作物検査官又は上席安全審査官等)
⑥技術的助言	原子力安全委員会委員 緊急事態応急対策調査委員 専門家
⑦広報内容及び状況の説明	
イ. プレス発表内容及び状況	広報班責任者(原子力安全広報課企画班長)
ロ. 住民広報内容及び状況	広報班副責任者(福島県生活環境部次長(県民安全担当))
⑧その他	その他の関係者

注： 屋内退避・避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限の実施状況に関する説明者のうち、副担当は追加説明等がある場合に説明を行う。

6. 会議の進行及び議事概要の送付

- (1) 政府原子力災害現地対策本部長(経済産業副大臣)は、会議の招集を行う。
- (2) 総括班責任者は、会議開催まで時間的余裕がある場合は、報道機関に会議の冒頭カメラ撮りを行う旨を連絡する。(プレス対応についての詳細な事項については、別に定める。)
- (3) 原子力安全・保安院審議官は、会議の進行を行う。
- (4) 議事は、「1. 会議の目的」に掲げる事項について行う。
- (5) 総括班責任者は、事前に議事概要の作成者を決めておく。作成者は原子力安全・保安院審議官に作成した議事概要の内容確認を受ける。
- (6) 総括班責任者は、議事概要をオフサイトセンター内の関係機関に配布するとともに、F

A X等により経済産業省緊急時対応センター、福島県、関係町等へ送付する。

II-3. 機能班

原子力災害合同対策協議会を運営する事務局として、国、福島県、関係町、原子力事業者及びその他の関係機関の派遣者により構成される機能班が組織される。機能班としては、総括班、広報班、プラント班、放射線班、医療班、住民安全班、運営支援班の7班が設置され、防災対策上必要な情報の収集、整理、分析及びそれらに基づいて各種の防護対策措置の検討、支援の作業を行う。機能班の構成員は関係省庁マニュアル2.(4)②に基づき別に定める。

1. 各機能班の機能及び主な業務

各機能班の機能及び主な業務は、関係省庁マニュアル参考-12とする。

2. 機能班間の人数調整

総括班責任者は、以下に掲げる場合、各機能班間の構成員の人数調整を行う。

- ①特定の機能班の集合が遅れている場合
- ②特定の機能班の業務量が急増（または急減）した場合
- ③関係者の参集が予定より増えた場合

3. 機能班責任者会議

機能班間で情報を共有・整理し、応急対策の立案を行うため、原子力災害合同対策協議会に機能班責任者会議を置く。

機能班責任者会議は、定期的に又は総括班責任者が必要と認めた場合にオフサイトセンター2階合同対策協議会全体会議エリアにおいて開催する。

4. 機能班の連絡調整

(1) 各機能班責任者は、以下に掲げるオフサイトセンター内外の関係機関と特に連携・連絡を密にするとともに、必要な事項については、指示、指導、助言を行う。

- ①総括班は、各機能班間の総合調整を行うとともに、政府原子力災害対策本部総括班、福島県原子力現地災害対策本部連絡調整班、関係町災害対策本部等との連絡・調整を行う。
- ②放射線班は、政府原子力災害対策本部放射線班、福島県原子力現地災害対策本部緊急時モニタリング班等との連絡・調整を行う。
- ③プラント班は、政府原子力災害対策本部プラント班、福島県原子力現地災害対策本部連絡調整班等との連絡・調整を行う。
- ④医療班は、政府原子力災害対策本部医療班、福島県原子力現地災害対策本部医療班等との連絡・調整を行う。
- ⑤住民安全班は、政府原子力災害対策本部住民安全班、福島県原子力現地災害対策本部、関係町災害対策本部等との連絡・調整を行う。この他、救助、救急活動については、救助・救急関係省庁（警察庁、防衛省、海上保安庁及び消防庁）、避難収容の措置については、避難収容関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、消防庁）、

物資調達については、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省）と連絡・調整を行う。

①広報班は、政府原子力災害対策本部広報班、福島県原子力現地災害対策本部、関係町災害対策本部等と連絡・調整を行う。

(2) 各機能班責任者（総括班責任者除く。）は、収集した情報や指示等を行った事項について、適宜、総括班責任者に報告する。

(3) 総括班責任者は、入手した情報をオフサイトセンター内での情報共有が円滑に行えるように努める。

(4) 各機能班責任者は、機能班内の業務が円滑に行えるよう、班員の業務分担を明確にする。

(5) 情報の連絡・共有方法は、「Ⅳ. 5. 情報の連絡・共有方法」による。

(6) 各機能班責任者は、以下に掲げる事項の関係機関との情報の流れについては次に掲げる別図を参考としつつ対応する。

①避難等の勧告又は指示に関する事項

総括班、放射線班、プラント班は、別図1参照。

②社会秩序の維持

総括班、住民安全班、医療班、広報班は、別図2参照。

③飲食物の摂取制限等

総括班、放射線班は、別図3参照。

④緊急輸送

総括班、住民安全班は、別図4-1、4-2参照。

⑤医療活動（安定ヨウ素剤の服用）

医療班、広報班は、別図5参照。

⑥緊急時モニタリング支援

放射線班は、別図6参照。

⑦各種制限措置の解除

総括班、放射線班、住民安全班は、別図7参照。

Ⅱ-4. 原子力災害合同対策協議会の廃止（関係省庁マニュアル2. (6)）

原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が出された場合、直ちに、全体会議を開催し、

①原子力緊急事態解除宣言が出された旨の関係者への周知

②現地事後対策連絡会議の開催、事務の引継ぎ等についての確認
を行い、原子力災害合同対策協議会を廃止する。

Ⅲ. 現地事後対策連絡会議（関係省庁マニュアル3. (2)）

1. 会議の目的

現地事後対策連絡会議は、原子力災害合同対策協議会を廃止した場合、原災法第27条に

基づく応急対策を実施するに当たり、関係機関等の事後対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき事後対策の内容の確認等を行い、以下の事項に関し、関係者による確認、情報の共有等を行うことを目的とする。

- ①放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線情報に関する調査
- ②居住者等に対する健康診断及びメンタルヘルスに関する相談の実施その他医療に関する措置
- ③商品の風評被害を防止するための放射性物質の状況に関する広報
- ④原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置
- ⑤その他原子力安全・保安院審議官が必要と認める事項

2. 開催の時期

原子力安全・保安院管理職（原子力安全・保安院管理職不在の場合は、事務所長。以下本章において同じ。）は、原子力災害合同対策協議会を廃止した後、直ちに第1回の現地事後対策連絡会議を開催する。

その後は、新たな情報（例、モニタリング情報、居住者等の健康診断の状況、商品の風評被害の情報等）が入った時点で、原子力安全・保安院管理職が必要と認めた場合に、開催する。

3. 開催の場所

オフサイトセンター2階合同対策協議会全体会議エリアにおいて、開催する。

4. 構成員

議長	原子力安全・保安院審議官
構成員	経済産業省職員（事務所長、原子力防災専門官を含む。） その他の関係省庁職員 福島県職員 関係町職員 福島県警察職員 双葉地方広域市町村圏組合消防本部職員 原子力安全委員会緊急技術助言組織構成員等の専門家 原子力事業者 その他、議長が必要と認めた者

5. 会議の進行及び議事概要の送付

- (1) 原子力安全・保安院管理職は、会議の招集及び進行を行う。
- (2) 議事は、「1. 会議の目的」に掲げる事項について行う。
- (3) 原子力安全・保安院管理職は、事前に議事概要の作成者を決めておく。作成者は原子力安全・保安院管理職に作成した議事概要の内容確認を受ける。
- (4) 原子力安全・保安院管理職は、議事概要をオフサイトセンター内の関係機関に配布するとともに、FAX等により経済産業省緊急時対応センター、福島県、関係町等へ送付する。

6. 関係機関との連絡調整

- (1) 原子力安全・保安院管理職は、オフサイトセンター内の関係機関相互の連絡調整を円滑に行うため、福島県及び関係町等の支援のもと経済産業省が中心となるⅡ-3に掲げる機能班に準じた体制を組織する。
- (2) 関係機関は、連絡調整のため、要員をオフサイトセンターに派遣する。
- (3) 派遣された要員は、自らの所属機関からの情報をオフサイトセンター内の関係機関に伝達するとともに、関係機関から入手した情報を所属機関に伝達する。
- (4) 伝達・共有方法は、「Ⅳ. 5. 情報の連絡・共有方法」による。

7. 会議の廃止

- (1) 原子力安全・保安院管理職は、原子力災害事後対策が終息し組織的な対策を継続して実施する必要がないと判断した場合、関係省庁、福島県、関係町、原子力安全委員会委員、原子力事業者及び専門家の意見を踏まえ、関係省庁事後対策連絡会議の了解を得て、現地事後対策連絡会議を廃止する。
- (2) 原子力安全・保安院管理職は、廃止に当たって、現地事後対策連絡会議を開催し、現地における事後処理体制及び継続して必要な事後対策について、関係省庁、福島県、関係町、原子力安全委員会委員、原子力事業者及び専門家と確認を行う。

Ⅳ. 共通事項

1. プレス発表（関係省庁マニュアル1. (8)①）

原災法第10条第1項前段の通報が行われた後のオフサイトセンターにおける報道機関への発表や対応については、以下に掲げる対応とするものとする。

- (1) 対応者：原子力安全・保安院審議官又は原子力安全広報課企画班長（原子力安全・保安院審議官又は原子力安全広報課企画班長の到着前は事務所長。）、福島県及び関係町職員、原子力事業者、その他原子力安全・保安院審議官が必要と認める機能班員
- (2) 場所：オフサイトセンター1階プレスルーム
- (3) 時間・頻度：原則として、一回の発表は30分以内とし、2時間に一度程度を目途に定期的に行うほか、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議終了後、原子力緊急事態宣言発出後に行う。
- (4) 内容：各種会議の会議議事概要、災害時の報道要請に必要な情報等
発表内容は、事前に経済産業省緊急時対応センター、福島県、関係町等に送付し、情報の共有を図る。
- (5) 説明補助者：プレス発表時以外の時に、専門用語等の一般的事項についての問い合わせ対応を行うための説明補助者を置く。（なお、説明補助者は、派遣要員の到着後の対応となる。）
- (6) 開催案内：現地本部広報班責任者は、発表の30分前に地元報道機関にFAXにて開催場所、開催時間等を連絡する。プレスルームに報道機関が詰めている場合は、プレスルームにその旨を連絡する。

なお、原災法第10条第1項前段の通報が行われた直後は、プラントの状況、モニタリング情報等の確認、関係者への連絡・招集、オフサイトセンターの設備・機器の立上げ等の業務を優先する必要があることから、プレス関係者からの問合せ等の対応については、原則として経済産業省原子力災害警戒本部（場所：経済産業省緊急時対応センター）で一元的に行うこととする。現地本部広報班責任者は、経済産業省原子力災害警戒本部が発表したプレス発表資料を地元の報道機関に配布する。（FAXにて送付或いはプレスルームにて配布）その後、時間的な余裕ができれば、プレスルームにてプレス発表を行うものとする。

2. 住民対応

住民からの照会、電話への対応等については、現地事故対策連絡会議、原子力災害合同対策協議会及び現地事後対策連絡会議で決定された対応方針を確認し、原則として、福島県、関係町の原子力災害対策本部で行うものとする。

現地本部広報班責任者は、福島県、関係町に対する住民からの問合せの内容を把握するとともに、想定QAを作成するなど広報の一貫性に努める。

原子力に関する専門的な事項についての問い合わせの対応は、原子力緊急時支援・研修センターが主となり行う旨、福島県、関係町に周知する。

3. オフサイトセンターにおける被ばく管理等

(1) オフサイトセンター内における被ばく管理

オフサイトセンター内における被ばく管理については、機能班が編成されていない以前の段階においては、原子力防災専門官が行う。

機能班が編成された後は、以下により対応する。

- ①総括班責任者は、オフサイトセンター内職員の放射線防護の状態を総括して管理する。
- ②運営支援班責任者は、オフサイトセンター内放射線モニタの数値の確認及びポケット線量計所持者の線量確認を行い、有意な値が検出された場合は、放射線班及び医療班と協議を行い、総括班責任者に報告する。
- ③医療班責任者は、オフサイトセンター内職員の安定ヨウ素剤の服用の必要性、確保について検討し、服用することとなった場合には、総括班責任者に判断を求める。
- ④運営支援班責任者は、50mSv以上の被ばくが想定される場合には、総括班責任者に(2)退避の対応を取るかどうか判断を求める。総括班責任者は、(2)退避の対応が必要と判断した場合は、その旨を原子力安全・保安院審議官に進言する。

なお、オフサイトセンター内での放射線防護の考え方については、別に定める。

(2) 退避

原子力安全・保安院審議官は、(1)の総括班責任者からの進言のほか、その他の事由（火災によるものを含む。）によって、オフサイトセンターから退避しなければならないような事態が生じた場合は、その旨、経済産業省緊急時対応センターに連絡する。また、関係機関連絡員は、その旨、それぞれの機関に連絡する。

原子力安全・保安院審議官は、その後の対策等について、関係者に対し代替施設までの退避経路、持出物品の整理、防火対策等を指示し、避難する。

なお、代替施設に退避する際の円滑な移動の対策については、別に定める。

4. 情報の連絡・共有方法

(1) 口頭及び電話の場合

口頭あるいは電話により情報の受信を行った場合は、様式1「電話・口頭連絡受信票」に、必要事項（通信時刻、受信／発信者名、連絡内容等）を記入する。

(2) F A Xの場合

F A Xを送受信する場合は、様式2「F A X送受信票」に、必要事項（件名、発信時刻、発信者名、送付先名、連絡内容等）を記入する。

(3) 防災業務情報共有システム

- ①各機能班、関係機関は、それぞれの機関で得た情報を原子力緊急時支援・研修センターが整備する防災業務情報共有システムを用いて、情報の共有化を図る。
- ②運用方法を含めたマニュアルについては、別途、原子力緊急時支援・研修センターが原子力安全・保安院と災害対応情報の共有の考え方を整理し、定める。

5. 代替施設

原子力災害対策特別措置法施行規則第16条第12号の規定に基づく代替施設は、福島県南相馬合同庁舎（福島県南相馬市原町区錦町1-30）の南庁舎4階の401会議室及び403会議室とする。

第3章 平常時の対応

I. 訓練等の実施

政府または自治体が原子力防災に係る訓練等を行うに際しても、その訓練等の目的、形態等に応じ、第1章または第2章において定めた方法に準じてオフサイトセンターを運営するものとする。

II. 平常時における準備

(1) 設備・機器の立上げ要員、緊急時の参集要員

原子力防災専門官は、福島県、関係町、原子力事業者及び運営支援事業者等と協議し、あらかじめオフサイトセンターの設備・機器立上げ要員を「オフサイトセンター設備・機器立上げ要員名簿」に、緊急時の参集要員を「オフサイトセンター参集要員名簿」に定め、それぞれの連絡先、電話番号等を確認する。

(2) 緊急時の招集に向けた準備

原子力防災専門官は、「オフサイトセンター設備・機器立上げ要員名簿」「オフサイトセンター参集要員名簿」に基づき、一斉招集連絡システム等を用いて招集の連絡ができるように準備するとともに、一斉招集連絡システムから通報される通報文等を要員に事前に周知する。同システムの実効性を確保するため、定期的に通報連絡訓練を行う。

(3) 設備操作の習熟

原子力防災専門官は、「オフサイトセンター設備・機器立ち上げ要員名簿」「オフサイトセンター参集要員名簿」にある要員が設備・機器の操作に習熟が図られるよう、これら要員を対象に、年1回以上、オフサイトセンターに係る設備の説明を行うとともに、設備・機器の立上げ訓練を行う。

(4) 資料等の準備

原子力防災専門官は、あらかじめ「オフサイトセンター設備・機器立上げチェックリスト」、「防災資機材チェックリスト」及び「資料・備品チェックリスト」を作成する。

(5) 防災資機材等の準備

原子力防災専門官は、防災資機材、備品等は定期的に必要数を確認し、員数に不足がある場合は、関係者と協議して補充する。

(6) セキュリティ対策の準備

- ① 原子力防災専門官は、「オフサイトセンター参集要員名簿」に基づき、緊急時の参集要員の受入簿、名札を作成するとともに、入館管理方法について要員に周知する。
- ② 原子力防災専門官は、あらかじめオフサイトセンター内において、入館管理を行う場所、机、椅子等を検討する。
- ③ 原子力防災専門官は、あらかじめ緊急時におけるオフサイトセンターの施錠・封鎖する必要がある出入り口を検討する。

(様式1)

福島オフサイトセンター

電話・口頭連絡受信票

No. _____

平成 年 月 日 () 時 分 (24時間表記)		電話・口頭
受信者	(所属) (氏名)	
発信者	(所属) (氏名)	
	(Fax. No) - - (Tel. No) - -	
(連絡内容)		
班内処理	口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー ホワイトボード記入 備忘録システム記入	
班外処理	班に、口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー	
連絡事項の処理	月 日 時 分	電話 Fax. 口頭

※処理後は、班毎に時系列 (No.順)に綴じ、班責任者が保管すること。

(様式2)

福島オフサイトセンター

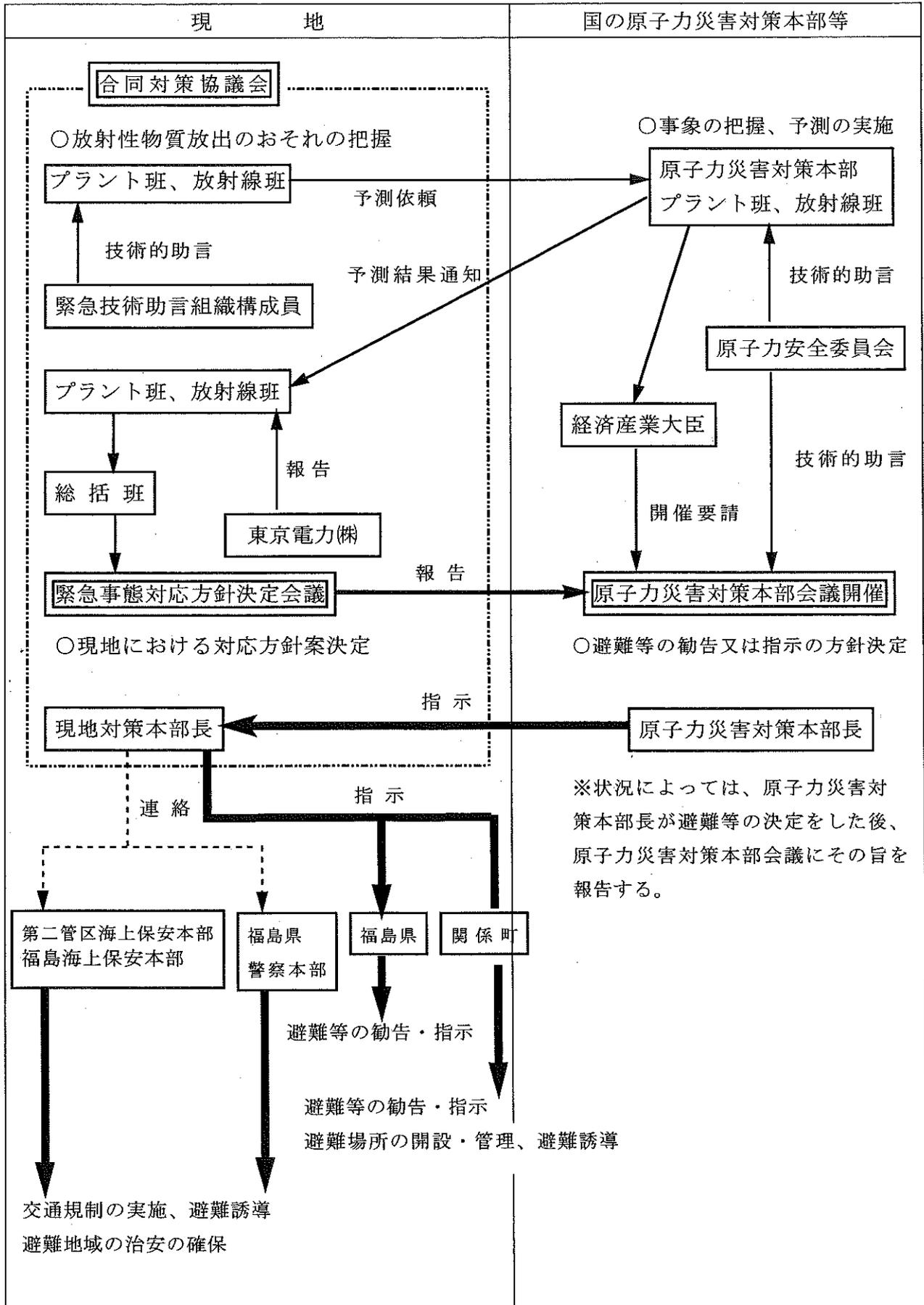
F a x 送受信票

No. _____

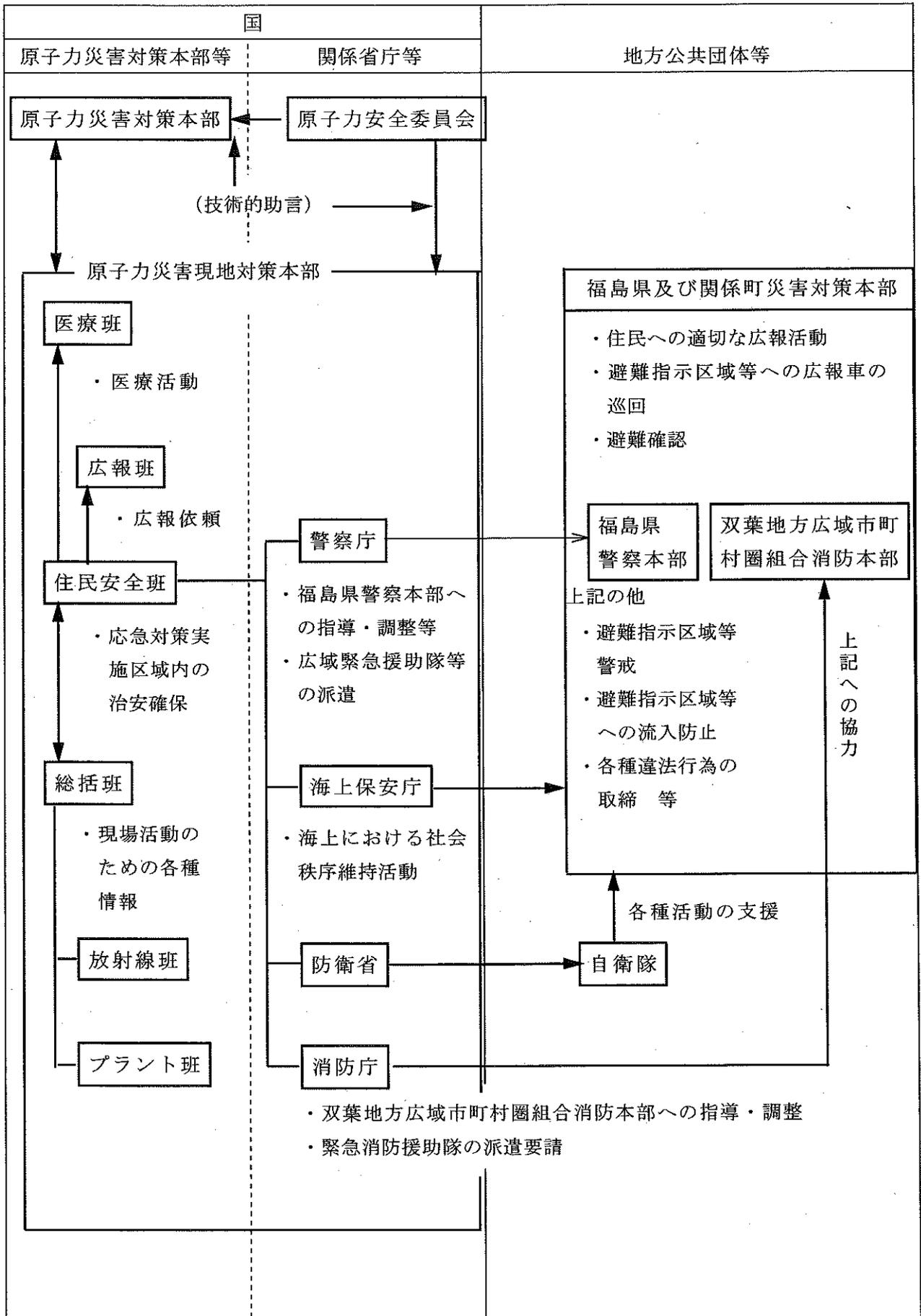
平成 年 月 日 () 時 分 (24時間表記)		
送付先	(所属) _____ (氏名) _____	
	(Fax. No.) _____ (Tel. No.) _____	
発信者	(所属) _____ (氏名) _____	
	(Fax. No.) - - (Tel. No.) - -	
件名		
(連絡内容)		
班内処理	口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー ホワイトボード記入 備忘録システム記入	
班外処理	班に、口頭伝達 コピー配布 口頭&コピー	
連絡事項の処理	月 日 時 分	電話 F a x . 口頭

※処理後は、班毎に時系列 (No.順)に綴じ、班責任者が保管すること。

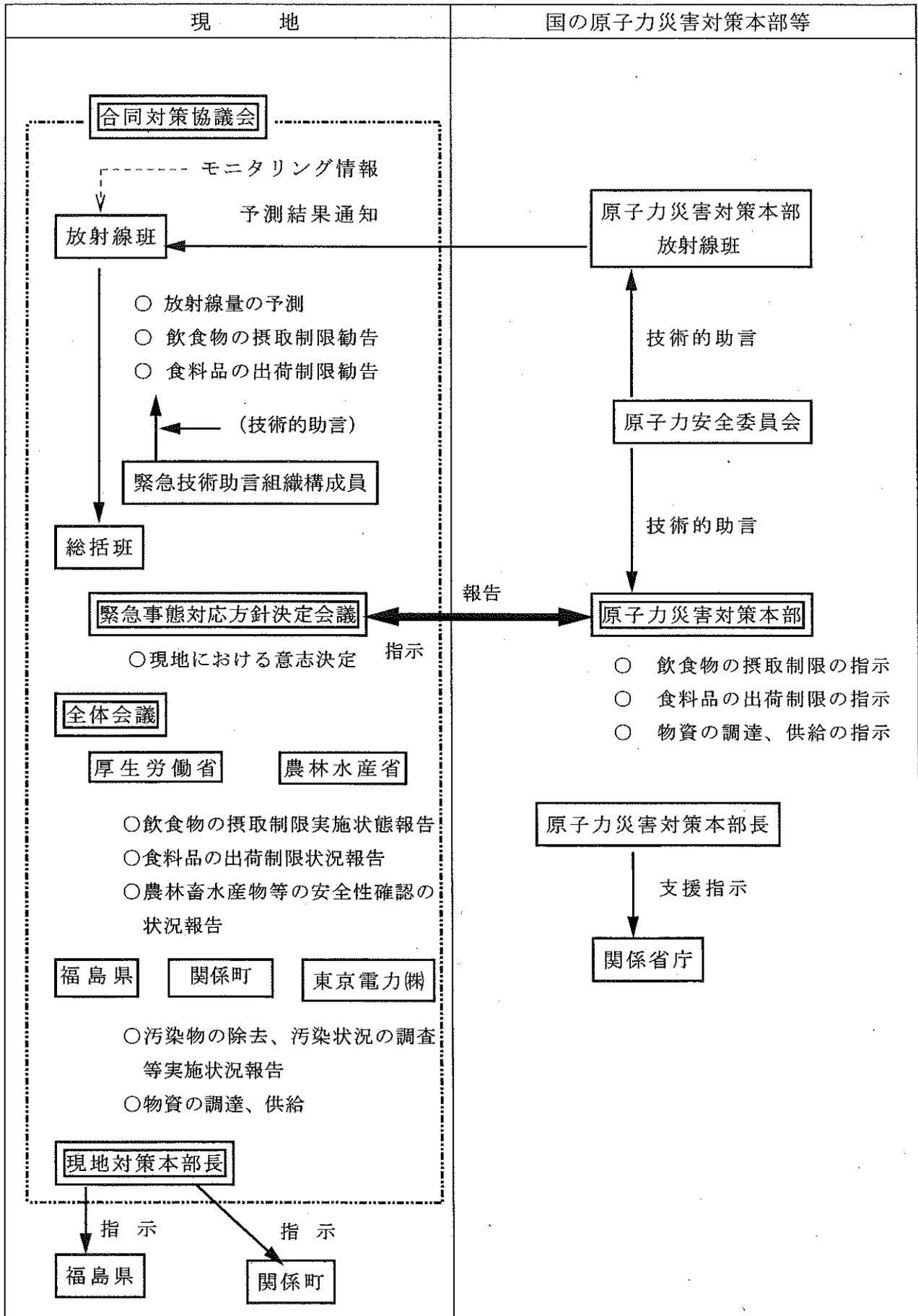
(別図1) 避難等の勧告又は指示に関する事項



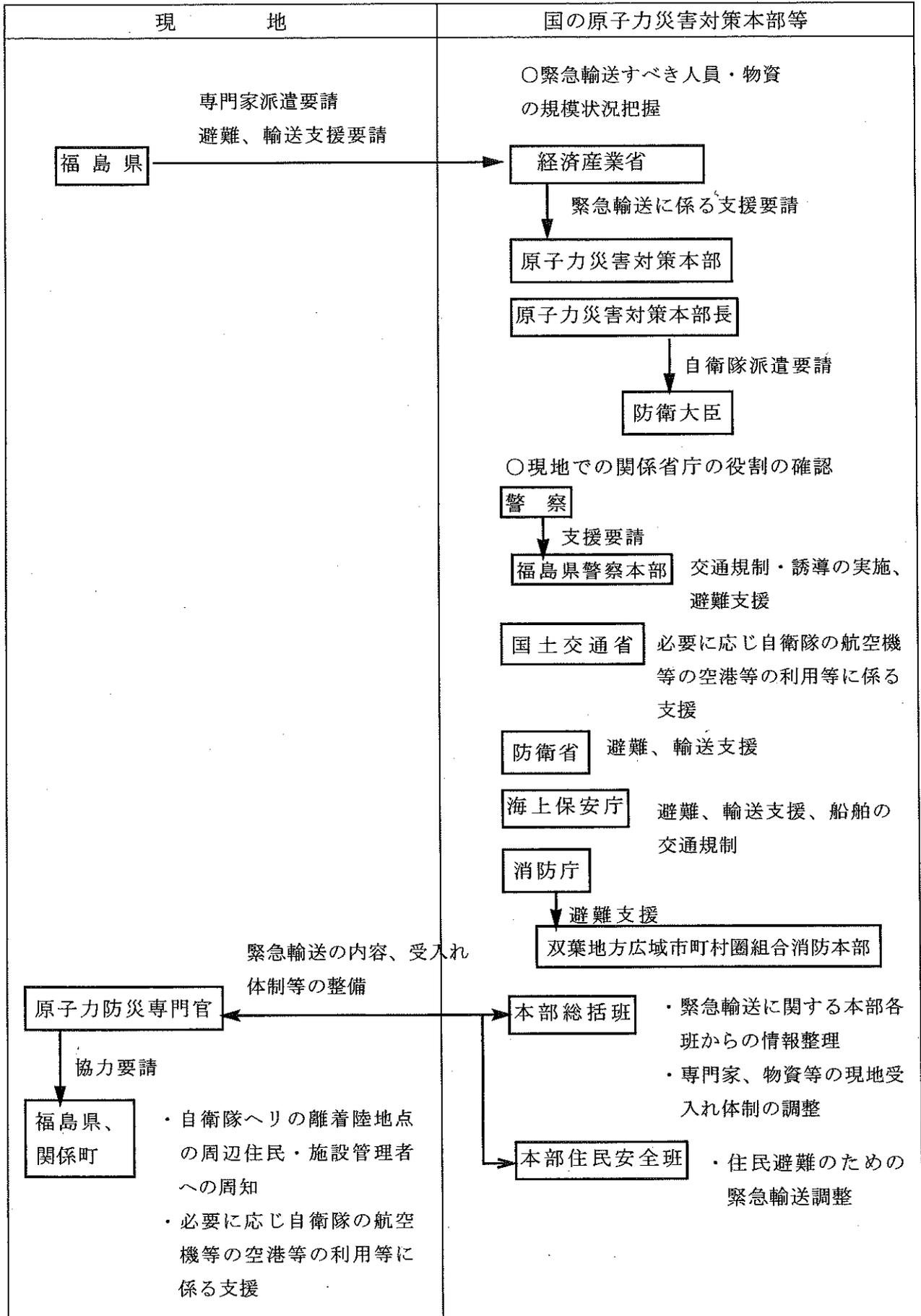
(別図2) 社会秩序の維持



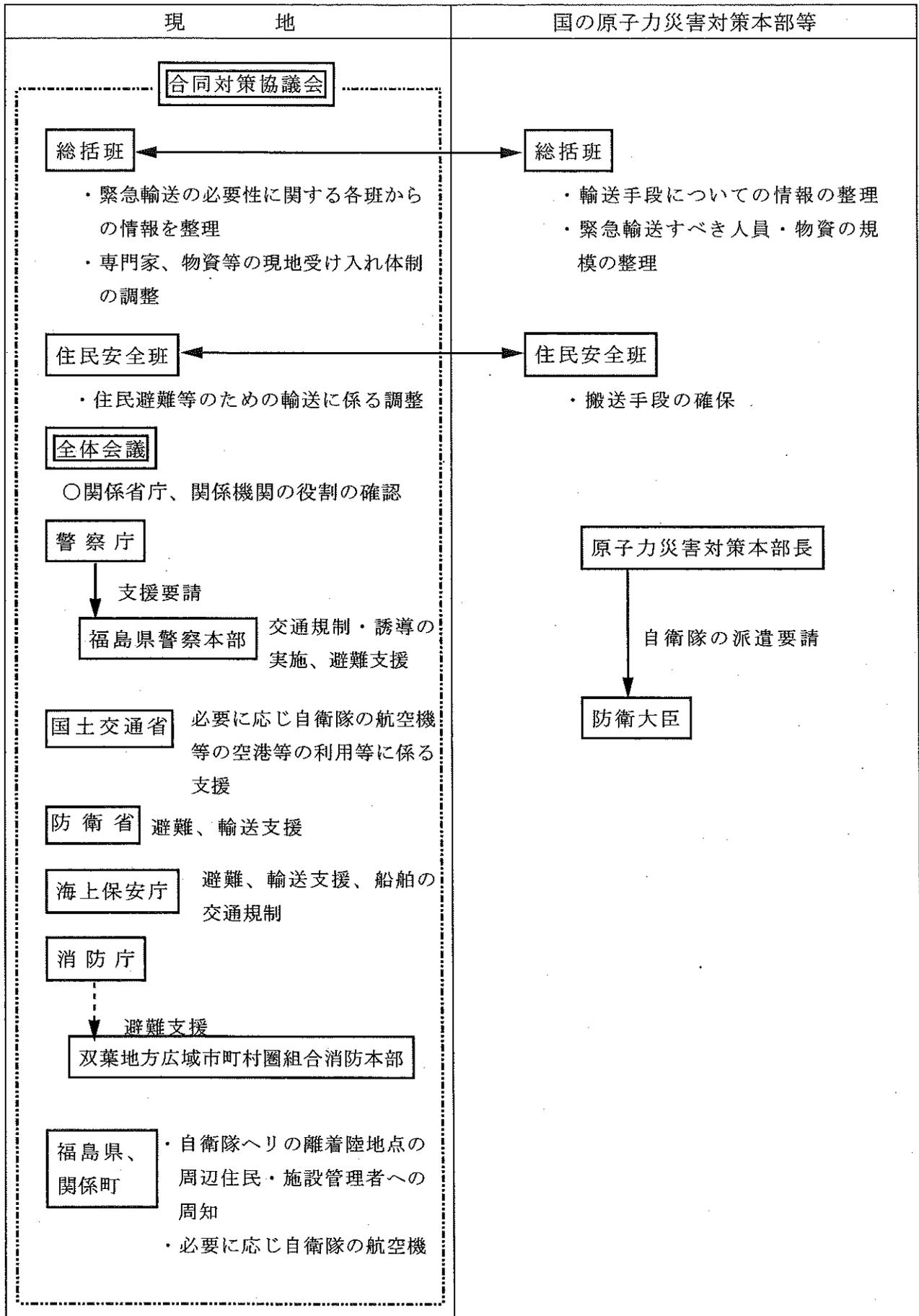
(別図3) 飲食物の摂取制限等



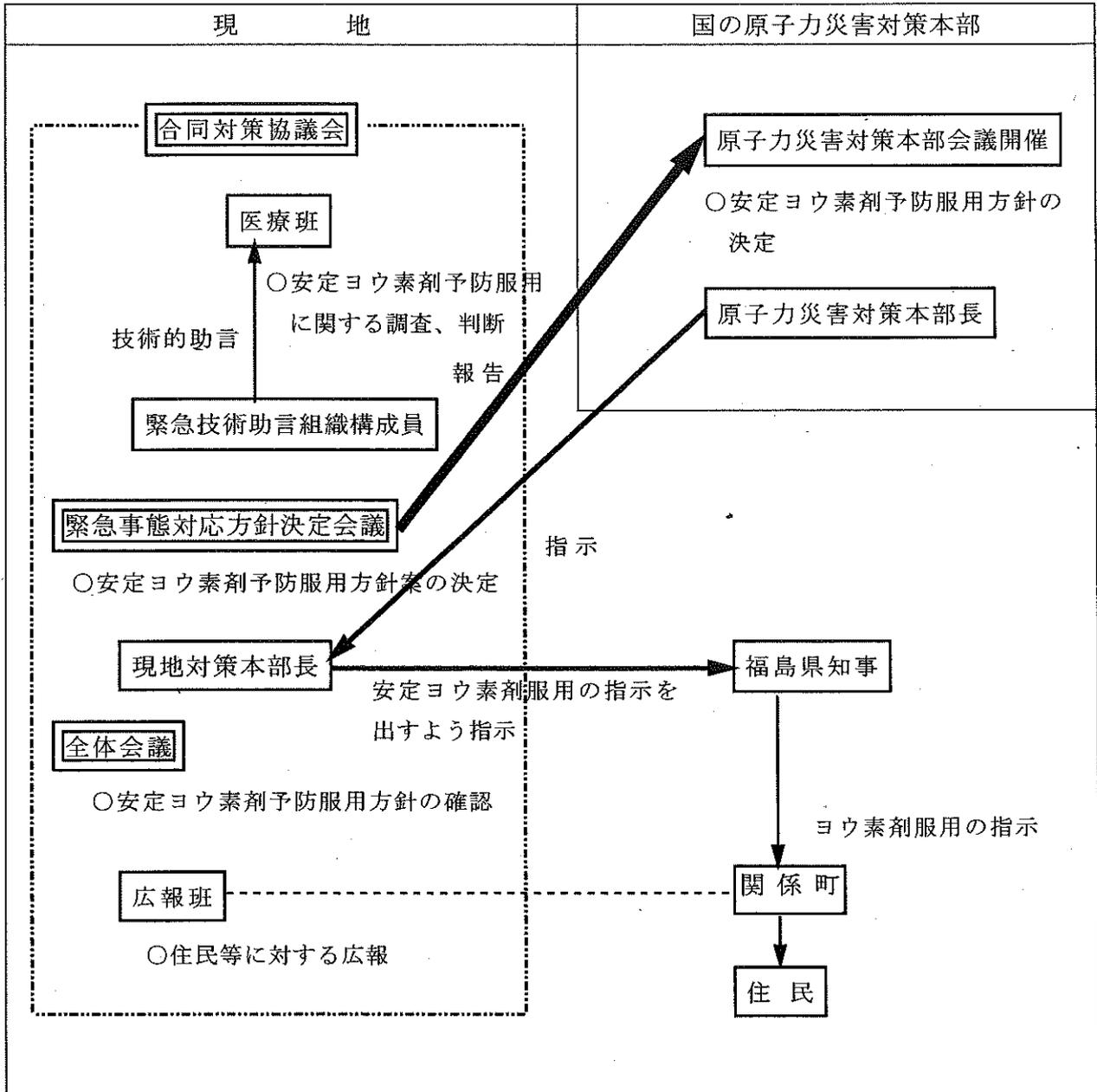
(別図4-1) 緊急輸送 (現地対策本部設置前)



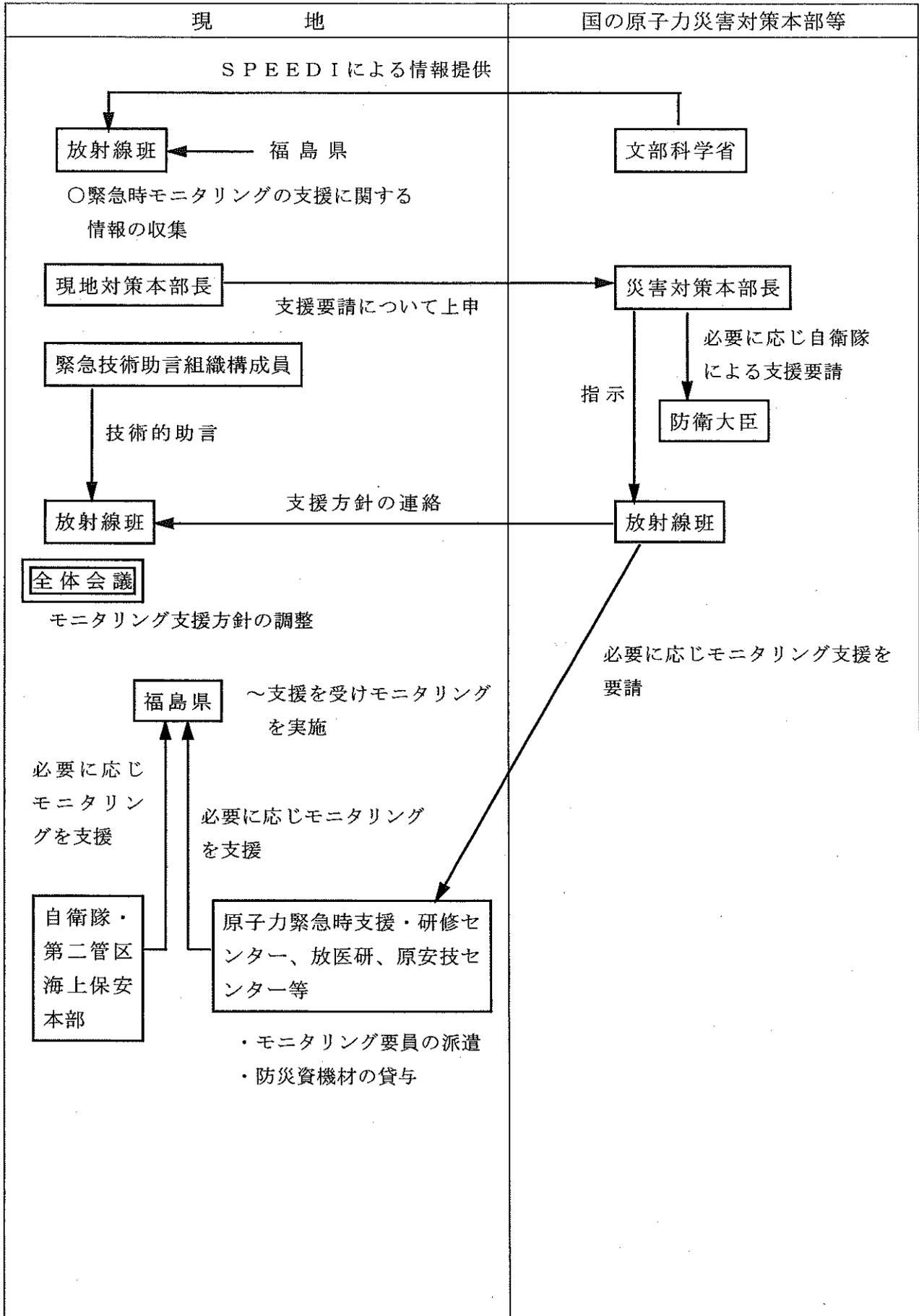
(別図4-2) 緊急輸送(現地対策本部設置後)



(別図5) 医療活動安定ヨウ素剤の予防服用



(別図6) 緊急時モニタリング支援



(別図7) 各種制限措置の解除

